

## 令和7年度 放課後ひろば運営業務委託事業者選定に係る質問-回答

### 1 提出書類について

No.	質問内容	回答内容
1	企画提案書を作成するにあたり、指定のフォントサイズや文字の種類はあるか。	フォントや文字のポイントに指定はありません。
2	『カ 提出書類の作成方法(ウ)』に「企画提案書の副本には事業者の名称が特定できる場合マスキングをすること。」と記載があるが、その他の書類(納税証明書や登記簿本等)へのマスキングは不要という認識で相違ないか。	その他の書類(納税証明書や登記簿本等)へのマスキングは不要です。

令和7年度 放課後ひろば運営業務委託事業者選定に係る質問-回答

2 仕様書について

No.	質問内容	回答内容
1	<p>・8 経費負担等に関して、電話料は大田区負担となっているが、固定電話のみ大田区の負担となるのか、それとも携帯電話の使用料も含めて大田区の負担となるのか。</p>	<p>電話料は固定電話のみを区が負担し、携帯電話使用料は区で負担しません。</p>
2	<p>『8 経費負担等』でおやつの購入は事業者負担と記載があるが、見積内には記載しなくて良いのか。また、おやつの購入費用は大田区が算出した金額内で賄うように運営していくという認識でよいか。</p>	<p>おやつ代は区で算出するため、見積書には記載不要です。 また、おやつの購入費用は区が算出した金額内で賄うように運営していただきます。</p>
3	<p>・運営準備業務委託仕様書(4)学童保育事業に関する業務の項目ウ「学童保育利用申請に係る事務」について、先日大田区HPIにおいて「学童保育利用申請事務処理業務委託に係る公募型プロポーザル」の掲載を確認した。運営準備業務委託期間内(令和8年2月・3月)における学童保育利用申請に係る事務は大森第五放課後ひろば(又は千鳥放課後ひろば)運営業務を受託した事業者が行い、令和8年4月以降の学童保育利用申請に係る事務は、先述のプロポーザルにより決定した別途委託事業者が担うものという認識でよいか。</p>	<p>運営準備委託期間内(令和8年2月・3月)の「運営準備業務委託仕様書6(4)ウ」に定める業務、及び令和8年度(4月以降)の「運営業務委託標準仕様書特記仕様書1-4(1)イ(ウ)」に定める業務は、本プロポーザルにおいて決定した運営業務委託事業者に行っていただきます。</p> <p>ご参照の「学童保育利用申請事務処理業務委託に係る公募型プロポーザル」において公募した審査業務の内容は、オンライン申請で受け付ける学童保育一時利用の利用申請にかかる部分のみが対象です。そのため、紙申請で受け付ける一時利用申請・通常利用・夏休み利用における受付等は、各施設の業務となります。</p>
4	<p>・特記仕様書2(放課後子ども教室業務)について 6 人事等の(1)ウ 開室時間前の職員配置にて、「学校休業日において、子ども教室の開室時間前(8:00~8:30)には、リーダー又は支援員を2名以上配置する」とある。これは、『「リーダー(ならば1名で可)」又は「支援員を2名以上』』という解釈と、『「リーダー又は支援員」を2名以上』という解釈の、どちらになるか。</p>	<p>リーダー1名のみでは不可となります。 「リーダー1名+支援員1名以上」または「支援員2名以上」といった形で職員2名以上で対応するようにお願いします。</p>

令和7年度 放課後ひろば運營業務委託事業者選定に係る質問-回答

5	<p>8 職員(常勤・非常勤)の配置にて、「(1) 乙は、令和8年4月1日から従事する施設長及び職員(常勤職員、非常勤職員)を学童保育及びこども教室へそれぞれ配置すること」とある。施設長は、学童保育事業とこども教室事業それぞれで別人格を立てる必要があるのか。(ウ)当該施設に従事する職員の配置では、「業務責任者となる常勤職員を施設長として小学校ごとに必ず配置するものとし、施設長は学童保育事業と放課後こども教室事業の双方を担う」とあるので、学童保育事業、こども教室事業で合わせて1名としてよいのか。または、こども教室施設長＝リーダーと読み取ればよいのか。</p>	<p>施設長は学童保育事業とこども教室事業それぞれで別人格を立てる必要はなく、学童保育事業、こども教室事業で合わせて1名配置してください。</p>
6	<p>職員配置数について、常時、記載職員数の配置が必要(休憩職員等は人数に含まない)との認識でよいか。もしくは、その時間帯の出勤人数という認識でよいか。</p>	<p>業務委託時間において、常時、仕様書に定める基準を満たす職員数を配置してください。</p>
7	<p>こども教室において、リーダー以外の支援員の雇用形態(常勤・非常勤)については、任意で見積もりを作成してよいか。</p>	<p>こども教室のリーダー以外の支援員の雇用形態については、仕様書上、定めていません。</p>
8	<p>運営準備業務委託について、こども教室の職員配置基準はあるのか。</p>	<p>仕様書に定めているとおり、リーダーとしてこども教室に常勤職員を1名配置してください。その他、準備委託業務完了に必要な職員の配置をしてください。</p>
9	<p>運営準備業務委託中に配置した学童保育・こども教室の職員は、運営開始後も準備期間と同様の所属にて勤務する認識でよいか。</p>	<p>準備委託期間中に配置する学童保育・こども教室の職員は、仕様書に定めているとおり、令和8年4月1日から従事する予定の職員を、学童保育及びこども教室それぞれに配置をお願いします。</p>

令和7年度 放課後ひろば運營業務委託事業者選定に係る質問-回答

3 見積もりについて

No.	質問内容	回答内容
1	「特別加配対応職員」の給与は含めるか。また、含める際は何名を想定して算出するのか。	特別な支援が必要な児童に対して配置する職員については人件費に含めないでください。
2	施設長は学童保育事業、こども教室事業で合わせて1名とした場合、施設長の人件費は学童保育事業とこども教室事業で按分し、それぞれの見積書に計上するのか。または、こども教室事業見積書内記載の「施設長＝リーダー」と読み取り、計上するのか。	施設長は学童保育事業、子ども教室事業で合わせて1名のため、施設長の人件費は按分せず、学童保育の見積書に記載をお願いします。

令和7年度 放課後ひろば運営業務委託事業者選定に係る質問-回答

4 その他

No.	質問内容	回答内容
1	大森第五・千鳥共に延長保育は行うか。また、行う場合は何時から何時までを想定しているか。	延長保育として午後6時まで(土曜日を除く)、再延長保育として午後7時まで実施します。
2	処遇改善を実施する予定はあるか。実施の場合、見積に当該経費を含めるか。また、実施の場合は学童職員のみ実施となるか。	現在、大田区では放課後児童支援員等処遇改善事業を活用した補助金交付申請を大田区-事業者間で実施しています。(学童保育のみ、希望する事業者のみ)この点、本件運営経費見積の算出に際しては、処遇改善に係る経費の計上は不要です。
3	学童保育・放課後こども教室の平日・土曜日の職員配置人数を教えてください。	仕様書に定めているとおり、学童保育については平日、土曜日ともに利用数に応じた必要な職員数を配置してください。 放課後こども教室についても、仕様書に定める人数を配置してください。なお、放課後こども教室は土曜日は実施しておりません。
4	千鳥放課後ひろばにおいては、学童保育室1部屋専用、放課後こども教室は1部屋を特別教室との共用とあるが、同じ階に設置予定か。	学童保育室と放課後こども教室の使用諸室については、別の階となる予定です。
5	学校の正門に放課後ひろば専用のインターホンや門の開錠設備は設置されるのか。	放課後ひろば専用のインターホンと電子錠を設置する予定です。 設置する門については調整中です。
6	各放課後こども教室における、小学校休業日の月曜日から金曜日の平均利用児童数はどれくらいか。	令和6年度の1日あたり平均利用児童数 大森第五:平均20~25名程度 千鳥:平均35~40名程度
7	現在、放課後こども教室で実施しているイベントや取り組みについて教えてください。	各放課後こども教室において、工作などのイベントを実施しております。